海外プリペイドカードGAICA発行・利用規約　改定後　新旧対比表
2017年6月26日改定

改訂条項	現行	改定後
発効日	2016年8月26日現在	2017年6月26日現在
第1条 （定義）	(1)「海外プリペイドカードGAICA」とは、当社が発行するプリペイド方式のカードであって、当社が定める方法によりチャージを行ったうえで、日本国外（以下「国外」といいます。）において商品の購入やサービスの提供又は現地国の通貨による現金の引出しを行うことができるカードをいいます。（本カードにより会員が利用できるこれらのサービスを以下「本サービス」といいます。） (2)「申込者」とは、本カードの発行を希望され、当社所定の発行申込み手続きをされた方をいいます。 (3)「会員」とは、当社が本カードを貸与し、その利用を認めた方をいいます。 (4)「ATM」とは、本カードが利用可能な国外の現金自動預払機等をいいます。 (5)「加盟店」とは、本カードを利用して、商品の購入又はサービスの提供を受けることができる、Visa Worldwide Pte.Limited（以下「Visa」といいます。）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した国外の加盟店の総称をいいます。 (6)「商品等」とは、本カードを利用して加盟店で購入した商品又は提供を受けるサービスの総称をいいます。 (7)「チャージ」とは、チャージ専用口座への入金をいいます。 (8)「チャージ専用口座」とは、入会時に当社が指定した日本国内（以下「国内」といいます。）にある金融機関の口座のことをいいます。 (9)「カード残高」とは、チャージ専用口座にチャージされた金額のうち、未使用の状態にある金額をいいます。 (10)「払い戻し」とは、本カードのカード残高に相当する金額を上限として、会員が指定する口座に返金することをいいます。	(1)「海外プリペイドカードGAICA」とは、当社が発行するプリペイド方式のカードであって、当社が定める方法によりチャージを行ったうえで、日本国内および国外（以下「国内外」といいます。）において商品の購入やサービスの提供又は現地国の通貨による現金の引出しを行うことができるカードをいいます。（本カードにより会員が利用できるこれらのサービスを以下「本サービス」といいます。） (2)「申込者」とは、本カードの発行を希望され、当社所定の発行申込み手続きをされた方をいいます。 (3)「会員」とは、当社が本カードを貸与し、その利用を認めた方をいいます。 (4)「ATM」とは、本カードが利用可能な日本国外(以下「国外といいます。)の現金自動預払機等をいいます。 (5)「加盟店」とは、本カードを利用して、商品の購入又はサービスの提供を受けることができる、Visa Worldwide Pte.Limited（以下「Visa」といいます。）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した国内外の加盟店の総称をいいます。 (6)「商品等」とは、本カードを利用して加盟店で購入した商品又は提供を受けるサービスの総称をいいます。 (7)「チャージ」とは、チャージ専用口座への入金をいいます。 (8)「チャージ専用口座」とは、入会時に当社が指定した日本国内（以下「国内」といいます。）にある金融機関の口座のことをいいます。 (9)「カード残高」とは、チャージ専用口座にチャージされた金額のうち、未使用の状態にある金額をいいます。 (10)「払い戻し」とは、本カードのカード残高に相当する金額を上限として、会員が指定する口座に返金することをいいます。
第5条 （チャージ）	(1) チャージの方法は、特約に定めるものとします。 (2) チャージは本サービスの提供を受けるためのものであり、預金もしくは貯金又は定期積金等として受け入れるものではなく、チャージ額及びカード残高に対して利息は付与されないものとします。 (3) 会員は、当社に届出している取引目的以外の目的でチャージしてはならないものとします。 (4) チャージの限度額は、特約に定めるものとします。 (5) 会員が特約に定める金額を超えてチャージをした場合、当社は、会員に対して当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。この場合、会員は、当社の指示に基づき、自ら第24条、特約に定めがある場合は特約に基づき、払い戻し手続きを行うものとします。 (6) 当社は、カード残高が300万円相当額を超えた場合は、当該超過額を、60日以内に払い戻しをするものとします。 (7) 当社は、会員によるチャージが完了した場合には、その旨を、会員が申告したEメールアドレス（以下「本件アドレス」といいます。）宛てに、チャージ完了メールにより通知するものとします。 (8) 前項の通知については、会員の利用機器の状況（圏外・電源オフ・受信ボックスの空き容量等）、国内及び国外（以下「国内外」といいます。）の通信回線・通信システム障害等の事情により、配信遅延、配信不能となることがあります。当社は、これによって会員に生じた不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとします。 (9) 会員がチャージをしたにもかかわらず、所定の時間を経過してもチャージ完了メールが届かない場合、又は会員専用サイトにて閲覧した取引記録が実際のチャージ額と異なる等の場合には、会員は、当社まで直ちに連絡するものとします。 (10) 当社は、本サービス専用の振込カードを発行しないものとします。 (11) 会員は、他の会員に対してカード残高の譲渡及び移し替えはできないものとします。	(1) チャージの方法は、特約に定めるものとします。 (2) チャージは本サービスの提供を受けるためのものであり、預金もしくは貯金又は定期積金等として受け入れるものではなく、チャージ額及びカード残高に対して利息は付与されないものとします。 (3) 会員は、当社に届出している取引目的以外の目的でチャージしてはならないものとします。 (4) チャージの限度額は、特約に定めるものとします。 (5) 会員が特約に定める金額を超えてチャージをした場合、当社は、会員に対して当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。この場合、会員は、当社の指示に基づき、自ら第24条、特約に定めがある場合は特約に基づき、払い戻し手続きを行うものとします。 (6) 当社は、カード残高が200万円相当額を超えた場合は、当該超過額を、60日以内に払い戻しをするものとします。 (7) 当社は、会員によるチャージが完了した場合には、その旨を、会員が申告したEメールアドレス（以下「本件アドレス」といいます。）宛てに、チャージ完了メールにより通知するものとします。 (8) 前項の通知については、会員の利用機器の状況（圏外・電源オフ・受信ボックスの空き容量等）、国内外の通信回線・通信システム障害等の事情により、配信遅延、配信不能となることがあります。当社は、これによって会員に生じた不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとします。 (9) 会員がチャージをしたにもかかわらず、所定の時間を経過してもチャージ完了メールが届かない場合、又は会員専用サイトにて閲覧した取引記録が実際のチャージ額と異なる等の場合には、会員は、当社まで直ちに連絡するものとします。 (10) 当社は、本サービス専用の振込カードを発行しないものとします。 (11) 会員は、他の会員に対してカード残高の譲渡及び移し替えはできないものとします。
第8条 （加盟店での利用）	(1) 会員は、加盟店で本カードを提示し、所定の売上票に本カードの裏面に記載したカードの署名と同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができるものとします。なお、加盟店によって売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きにより本カードを利用できる場合があります。 (2) 会員は、本カードを加盟店でのみ利用することができるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本カードを利用することはできないものとします。 ①日本国内のVisa加盟店での利用　（空港等の出国手続後の免税店を含む） ②当社の承認がない加盟店での利用 ③航空機、船内販売等、オンラインでカード残高が確認できない環境下での利用 ④ホテルやレンタカーなどでのデポジット利用を目的とした利用 ⑤通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の利用 ⑥その他、Visa加盟店の都合により利用できない場合 (3) 会員は、インターネット等各種ネットワーク通信による取引を行う場合は、本カードの提示に代えて、カード番号、有効期限、会員の氏名・住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することにより本カードを利用することができるものとします。 (4) 会員は、郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、本カードの提示に代えて、取引お申込書にカード番号、有効期限、会員の氏名、住所等を記入し加盟店に送付することにより、又は電話で加盟店にこれらの事項を通知することにより本カードを利用することができるものとします。 (5) 会員は、加盟店での本カードの利用に際して、利用金額、購入する商品等の種類等によって、事前に当社の承認が必要になる場合があり、この場合、加盟店が当社に対して利用に関する照会を行うこと、当社が電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人による利用であることを確認する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。	(1) 会員は、加盟店で本カードを提示し、所定の売上票に本カードの裏面に記載したカードの署名と同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができるものとします。なお、加盟店によって売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きにより本カードを利用できる場合があります。 (2) 会員は、本カードを加盟店でのみ利用することができるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本カードを利用することはできないものとします。 ① 当社の承認がない加盟店での利用 ② 航空機、船内販売等、オンラインでカード残高が確認できない環境下での利用 ③ ホテルやレンタカーなどでのデポジット利用を目的とした利用 ④ 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の利用 ⑤ その他、加盟店の都合により利用できない場合 (3) 会員は、インターネット等各種ネットワーク通信による取引を行う場合は、本カードの提示に代えて、カード番号、有効期限、会員の氏名・住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することにより本カードを利用することができるものとします。 (4) 会員は、郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、本カードの提示に代えて、取引お申込書にカード番号、有効期限、会員の氏名、住所等を記入し加盟店に送付することにより、又は電話で加盟店にこれらの事項を通知することにより本カードを利用することができるものとします。 (5) 会員は、加盟店での本カードの利用に際して、利用金額、購入する商品等の種類等によって、事前に当社の承認が必要になる場合があり、この場合、加盟店が当社に対して利用に関する照会を行うこと、当社が電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人による利用であることを確認する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

海外プリペイドカードGAICA特約　改定後　新旧対比表
2017年6月26日改定

改訂条項	現行	改定後
発効日	2016年8月26日現在	2017年6月26日現在
第6条 （チャージ方法）	チャージは、チャージ専用口座に、国内の金融機関の ATM・窓口からの振り込み又はインターネットバンキングの方法により、一般的な国内向けの振込みと同様の方法により行うものとします。なお、振込みをする時間帯によってチャージ残高が反映する時間がかわります。	チャージは、チャージ専用口座に、国内の金融機関の ATM・窓口からの振込み又はインターネットバンキングの方法により、一般的な国内向けの振込みと同様の方法により行うものとします。なお、振込みをする時間帯によってチャージした金額が反映する時間がかわります。
第7条 （本カードの利用）	会員は、チャージ残高がチャージ専用口座に反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。	会員は、チャージした金額がチャージ専用口座に反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。

海外プリペイドカードGAICA（Flex機能付き）特約　改定後　新旧対比表
2017年6月26日改定

改訂条項	現行	改定後
発効日	2016年8月26日現在	2017年6月26日現在
第9条 （本カードの利用）	会員は、チャージ残高が反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。	会員は、チャージした金額が反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。

海外プリペイドカードGAICA 特約へのFlex機能追加に関する追加条項　改定後　新旧対比表
2017年6月26日改定

改訂条項	現行	改定後
発効日	2016年8月26日現在	2017年6月26日現在
第8条 （本カードの利用）	会員は、チャージ残高が反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。	会員は、チャージした金額が反映した後に、本カードをカード残高の範囲内において利用することができるものとします。